

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第415号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間  
平成29年8月7日から平成29年12月20日まで
- 3 作業地域  
大町市

建設政策課

#### 長野県告示第416号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
復旧測量（基準点）
- 2 作業期間  
平成29年4月24日から平成29年7月31日まで
- 3 作業地域  
上田市

建設政策課



#### 公告

県営古池原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営古池原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成29年8月15日から9月11日まで
- 3 縦覧の場所  
松本市役所、東筑摩郡山形村役場、東筑摩郡朝日村役場

農地整備課

#### 公告

県営千人塚地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営千人塚地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成29年8月15日から9月11日まで
- 3 縦覧の場所  
上伊那郡飯島町役場

農地整備課

公告

県営豊丘地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年 8月14日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営豊丘地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 8月15日から 9月11日まで

3 縦覧の場所

下伊那郡豊丘村役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 8月14日

長野県知事 阿部 守一

1 許可番号

平成29年 5月10日 長野県指令元建第12-31号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字西川原1259-23の内、1259-332、1259-455、1259-331先（第3工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大井一丁目35番3号

ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山 泰樹

都市・まちづくり課

公告

塩尻市田川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年 8月14日

長野県松本地域振興局長 吉川 篤明

理事

新任

氏名	住 所
清水 巖	塩尻市大字広丘野村361番地
退任	
氏名	住 所
小松 昇	塩尻市大字広丘野村641番地

農地整備課

公告

北安曇郡池田町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年 8月14日

長野県北アルプス地域振興局長 久保田 俊一  
理事

新任

氏名	住 所
中野 博成	北安曇郡池田町大字池田4076番地
小林 拓史	北安曇郡池田町大字池田2201番地 4
吉原 正	北安曇郡池田町大字池田665番地 5
澁田見 栄二	北安曇郡池田町大字池田1077番地 1
綱島 憲二	北安曇郡池田町大字会染1350番地 3
村山 武	北安曇郡池田町大字会染3553番地
横山 芳弘	北安曇郡池田町大字会染2869番地 1
栗林 俊治	北安曇郡池田町大字会染11825番地
勝野 敏朗	北安曇郡池田町大字中鶴2749番地

重任

氏名	住 所
立野 泰	北安曇郡池田町大字会染9364番地

退任

氏名	住 所
伊藤 敏男	北安曇郡池田町大字池田2399番地
窪田 留榮	北安曇郡池田町大字池田2113番地
荒井 敏男	北安曇郡池田町大字池田2049番地 1
中島 政治	北安曇郡池田町大字池田226番地 7
太田 多久治	北安曇郡池田町大字会染241番地
荒井 勇	北安曇郡池田町大字会染3626番地
横山 貞明	北安曇郡池田町大字会染11033番地
太田 紀男	北安曇郡池田町大字会染11977番地 3
滝沢 俊明	北安曇郡池田町大字中鶴422番地

監事

新任

氏名	住 所
伊藤 敏男	北安曇郡池田町大字池田2399番地

重任

氏名	住 所
吉澤 幸夫	北安曇郡池田町大字会染318番地 1

退任

氏名	住 所
薄井 治	北安曇郡池田町大字池田1101番地

農地整備課

## 公告

三峯川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年8月14日

長野県上伊那地域振興局長 堀田文雄

## 監事

## 新任

氏名 住所

唐木隆夫 伊那市前原7398番地2

## 退任

氏名 住所

馬場利夫 伊那市狐島4015番地

農地整備課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年8月14日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

## 1 許可番号

平成29年4月26日 長野県佐久建設事務所指令28佐地建第27-17号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字追分字上の原1596-1、1596-4、1596-8、1597-2、1598、1599、1603-1、1603-5

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施10-20

社会福祉法人博悠会 理事長 荒木智子

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年8月14日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

## 1 許可番号

平成28年11月28日 長野県諏訪地方事務所指令28諏地建第75-5号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪郡富士見町落合字榎沢東尾根風除10199-3、10199-26の内、10199-38、10199-53、10199-54の内、10199-55、10199-56、10199-57、字榎沢10206-1の内、10206-2の内、10208-1の内、字二ノ沢10340-1、字三ノ沢10350-1、10350-6の内、10350-8

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

諏訪郡富士見町富士見3863-9

株式会社ケーター 代表取締役 小林一典

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年8月14日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

## 1 許可番号

平成29年6月28日 長野県松本建設事務所指令29松建第204-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家1159-4

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井御幣川668番地

生活協同組合コープながの 代表理事 上田均

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年8月14日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

## 1 許可番号

平成29年3月16日 長野県指令28都第30-10号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘郷原字東原1263-4、大字広丘堅石字東原423

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘原新田205番地19 小松住宅3号

橋亮、橋瑞恵

都市・まちづくり課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成29年8月14日

長野県公安委員会

## 1 検定を行う警備業務の種類、検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務(1級)	平成29年12月3日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

## 2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
雑踏警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雑踏の整理に関すること。 雑踏警備業務の管理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の 事故が発生した場合における応急の 措置に関すること。
	実技試験	雑踏の整理に関すること。 雑踏警備業務の管理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の 事故が発生した場合における応急の 措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
雑踏警備業務(1級)	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成29年10月4日(水)から10月5日(木)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合においては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成29年11月10日(金)まで(土曜日、日曜日

及び休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合には、住所地を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合には、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者には、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者には、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万3,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年 8月14日

長野県工業技術総合センター所長 宮 下 純 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

集束イオンビーム加工観察装置 一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県工業技術総合センター 材料技術部門

(2) 所在地 長野市若里1丁目18番1号

3 落札者を決定した日

平成29年 7月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 アズサイエンス株式会社

(2) 所在地 松本市村井町西2丁目3番35号

- 5 落札金額  
36,990,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成29年6月12日

ものづくり振興課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年8月14日

長野県警察本部刑事部科学捜査研究所長

佐久間 修

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
X線マイクロアナライザー式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県警察本部刑事部科学捜査研究所  
(2) 所在地 長野市松代町西条3916 警察機動センター内
- 3 落札者を決定した日  
平成29年7月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 日立キャピタル株式会社  
(2) 所在地 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額  
1月当たり賃借額 636,336円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成29年6月8日

科学捜査研究所